

# マイナンバーカードと保険証一体化（保険証の廃止）に関する 特定医療費（指定難病）の各種手続きについて

令和6年12月2日から、従来の健康保険証の発行が終了し、マイナンバーカードと保険証の一体化が実施されることに伴い、特定医療費（指定難病）医療費助成制度の各種手続きにおける提出書類を変更します。

## 1. 保険情報確認書類のコピーの提出について

申請書に記載する健康保険の情報に誤りがあると、受給者証発行に時間を要してしまうため、新規申請、更新申請及び変更届（保険変更）の際に、保険情報の確認書類として、以下の書類のコピーをご提出ください。

- ・マイナ保険証をお持ちでない方が使用できるもの（いずれか1点のコピーをご提出ください）

確認書類	様式
資格確認書	カード型、はがき型
旧健康保険証	

マイナ保険証とは  
健康保険証の利用登録が行われた  
マイナンバーカードのことです。

- ・マイナ保険証をお持ちの方が使用できるもの（いずれか1点のコピーをご提出ください）

確認書類	様式
資格情報のお知らせ	A4サイズの書類
マイナポータルでの保険情報画面	スマートフォン等でダウンロードした保険情報
旧健康保険証	カード型、はがき型

※マイナ保険証では窓口等で保険情報の即時確認ができないため、確認書類をご準備ください。

## 2. 旧健康保険証について

令和6年12月1日以前に発行された旧健康保険証は、令和7年12月1日（保険証の有効期間が先に到来する場合は、有効期間までの間）まで有効になります。

以下に保険情報確認書類として使用可能な例を記載します。

	旧健康保険証に記載の有効期限	使用可能期限
例1	令和7年7月31日	令和7年7月31日
例2	令和8年7月31日	令和7年12月1日
例3	有効期限の記載なし	令和7年12月1日

※転職や転居等により「保険者」が変更すると、旧健康保険証はその時点で無効となります。

※申請日に使用可能期限を過ぎている旧健康保険証のコピーは無効となるためご注意ください。

### 3. 資格確認書、資格情報のお知らせについて

加入している保険者から交付されるもので、従来の健康保険証と同様の情報が記載されています。交付時期は、加入している保険者により異なりますので、詳しくは各保険者へお問合せください。

「相模原市国民健康保険」と「後期高齢者医療制度」の既加入者へは、旧健康保険者証の有効期限が切れる前に送付予定です。

### 4. マイナポータルでの保険情報について

以下の手順でマイナポータル画面より保険情報をダウンロードし、印刷してください。

#### ① マイナポータルにログインする

※ログインにはマイナポータルアプリのインストールが必要です。



ログイン画面



操作説明画面

#### ② マイナポータルの「証明書」の「健康保険証」を選択します。

#### ③ 健康保険証の画面が表示されたら、画面を下にスクロールし、「この情報を保存」欄の「端末に保存」を選択すると、自身の保険情報のダウンロードが可能です。

#### ※マイナポータルログイン時の利用者証明用電子証明書について

マイナンバーカード申請時に電子証明書を不要とした場合や、電子証明書の有効期限が過ぎている、暗証番号を失念している人については、以下の受付窓口にて手続きを行ってください。

- ・各区役所区民課
- ・各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く）

受付時間や手続きに必要なもの等の詳細は、以下の二次元コードのリンク先からご確認ください。



手続方法について

<お問合せ先>

相模原市 疾病対策課 難病対策班

電話：042-769-8324